



イラスト／希望ヶ丘1 齋藤ひと美さん

第2次

たじみ男女共同参画 プランがはじまります。

第2次プランでは、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて取組みます。

さらなる男女共同参画社会の
推進をめざして

第2次 たじみ男女共同参画プランがスタートします

多治見市では男女共同参画社会の実現をめざして、平成10年度に「たじみ男女共同参画プラン」(以下「第1次プラン」)を策定しました。今回、第1次プランの計画期間完了に伴い、引き続き男女共同参画社会の形成の推進に関する施策についての基本的な計画として「第2次たじみ男女共同参画プラン」を策定しました。

計画期間

計画期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間です。

基本目標

第2次たじみ男女共同参画プランは、平成17年に制定された「多治見市男女共同参画推進条例」(以下「条例」)に掲げた4つの基本理念に基づいて基本目標を定めました。

基本目標Ⅰ～Ⅳはそれぞれ基本理念を定めた条例第3条第1号～第4号に対応しています。またプランの推進は条例第4条～第7条に定められた、市・市民等それぞれの責務に対応しています。

<基本目標Ⅰ>

「人権を尊重した男女共同参画」

(条例第3条 第1号)

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

<基本目標Ⅱ>

「多様な場での男女共同参画」

(条例第3条 第2号)

男女が性別による固定的な役割分担を反映した社会制度又は慣行によって活動が制限されることなく、社会のあらゆる分野において自らの意思と責任において、多様な活動が選択できるよう配慮されること。

<基本目標Ⅲ>

「政策・方針決定過程における男女共同参画」

(条例第3条 第3号)

男女が社会の対等な構成員として、市の施策又は事業者の活動方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

<基本目標Ⅳ>

「家庭、地域社会における男女共同参画」

(条例第3条 第4号)

家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画できること。

プランの推進

- 市の責務(条例第4条)
- 市民の責務(条例第5条)
- 事業者の責務(条例第6条)
- 保育又は教育に携わる者の責務(条例第7条)

第2次たじみ男女共同参画プランの体系

基本目標	方 針	施 策
(基本目標) 人権を尊重した 男女共同参画	<方針1> 人権を尊重する意識の醸成	<1> 男女共同参画についての広報、啓発
		<2> 男女共同参画に関する調査研究、情報収集、提供
		<3> 人権の尊重に関する意識の浸透
	<方針2> 女性の人権の擁護	<4>※ドメスティック・バイオレンスの被害者や虐待を受けている子どもへの支援
		<5>※セクシュアル・ハラスメント防止対策の充実
		<6> 女性の悩みごとへの相談業務の充実
(基本目標) 多様な場での 男女共同参画	<方針3> 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	<7> 性別にとらわれない子どもの意識の醸成
		<8> 男女共同参画を意識した学校(幼稚園・保育所を含む)運営
		<9> 多様な生涯学習の機会の提供
	<方針4> 雇用や就労における男女平等の推進	<10>※ワーク・ライフ・バランスを意識した職場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進
		<11> 企業に対する意識啓発
		<12> 就労能力向上のための支援
(基本目標) 政策・方針決定過程に おける男女共同参画	<方針5> 多文化共生社会に向けての取組み	<13> 女性の再チャレンジ支援
		<14> 国際的な取組み等の情報収集、提供
		<15> 多文化共生への理解と推進
(基本目標) 政策・方針決定過程に おける男女共同参画	<方針6> 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	<16> 市政運営における政策・方針決定過程への女性登用の促進
		<17> 女性の能力を活性化する取組みの充実
(基本目標) 家庭、地域社会に おける男女共同参画	<方針7> ワーク・ライフ・バランスの支援	<18> 男女の家庭生活における自立促進
		<19> 子育てを支援するための環境整備
		<20> 介護を支援するための環境整備
	<方針8> 地域社会における男女共同参画の推進	<21> 生涯を通じた心身の健康支援
		<22> 地域活動への参画推進
		<23> 地域活動団体への支援
	<方針9> 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	<24> 新たな取組みを必要とする分野への男女共同参画の推進
		<25> シニア世代の自立と活力の活用促進
		<26> 高齢者等が安心して暮らせる介護体制の充実
プランの推進	<方針> 市・市民・事業者・保育又は教育に携わる者の連携による男女共同参画推進体制の充実	<1> 推進体制の充実
		<2> 市役所における※ポジティブ・アクションの推進
		<3> 推進状況の把握と評価、報告
		<4> 行政と市民・事業者・保育又は教育に携わる者との連携

※ドメスティック・バイオレンス（DV）
配偶者や恋人など親密な関係にある異性に対する暴力やそのおそれのある行為のこと。
※セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）
相手の意に反した性的な言動のこと。

※ワーク・ライフ・バランス
仕事と家庭・地域生活の調和を図ること。
※ポジティブ・アクション
男女間の参画の機会の差を是正するために、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

ワーク・ライフ・バランス

(仕事と生活の調和)をめざして

ワーク・ライフ・バランスとは仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態をいいます。

なぜ今、ワーク・ライフ・バランスが必要となっているのでしょうか。それは少子高齢化や人口減少の時代を迎えて、いままでのような働き方では、個人も企業も地域社会も持続可能ではなくなってくるからです。

(1) 個人では

- ・仕事と家庭生活の両立が困難になる。
- ・長時間労働などで心身の健康が損なわれる。

(2) 企業では

- ・労働力不足が深刻になる。
- ・人材の獲得競争が激しくなる。

(3) 地域社会

- ・地域社会のつながりが希薄になる。

ワーク・
ライフ・
バランス
の実現

- ・「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」がうまく循環していく。

- ・多様な人材を生かして競争力を強化できる。
- ・経済社会の活力が向上する。

- ・地域社会のつながりができ、活力が生まれる。



仕事と生活の調和をめざして、多様性を尊重した活力ある社会を実現します。

この情報紙「トゥギャザー」の編集をしてくださる方や原稿を募集しています。

この情報紙へのご意見やお問い合わせは下記へ
電話・FAX・メールでご連絡ください。

■多治見市役所企画課 人権推進室

〒507-8703 多治見市日ノ出町2-15

☎22-1111 (内線1461) /FAX25-7233

E-mail:jinken@city.tajimi.gifu.jp

作成費用 50,400円 作成部数 1,500部



環境にやさしい大豆油インキを使用しています

男女共同参画サロン ぽっと

みなさんの情報交換や交流の場として、オープンしています。
お気軽にご利用下さい。

悩み事相談

一人で悩みを抱えていませんか？家族のこと、職場のことなど
女性アドバイザーに相談してみましょう。

●開設日 毎月第3金曜日 午後1時～午後6時

●場 所 まなびパークたじみ 1階会議室

◎女性弁護士による無料法律相談もあります。(要事前予約)

【お問い合わせ】 多治見市企画課 人権推進室

22-1111 (内線1461)